

# 環境保全推進委員制度の概要について

## 1 環境保全推進委員制度の目的

北海道環境基本条例第27条第2項に基づき、道民の皆様の意見を施策に反映しながら、環境行政を展開していくことが本制度の目的です。

北海道環境基本条例

(道民の意見の反映)

第27条 道は、環境の保全及び創造に関する施策に道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、道民の意見の反映等に資するため、環境保全推進委員を置くものとする。

## 2 環境保全推進委員制度の概略

人数・選定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・140名以内</li> <li>・各連携地域に配置 道央広域、道南、道北 オホーツク、十勝、 釧路・根室</li> </ul>	<p>北海道の環境保全に関心を持ち、環境保全推進委員として活動する意欲のある方を選考するため、公募を原則としています。</p> <p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般職又は特別職*に属する公務員以外の方</li> <li>(2) 道内の市町村に居住する18歳以上の方</li> <li>(3) 環境保全に関心を持ち、推進委員として積極的に取り組むことができる方</li> </ul> <p>*審議会委員等、臨時又は非常勤の特別職に属する公務員は可</p>
任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1期2年以内</li> </ul>	再委嘱可能です。
意見聴取方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の実施</li> <li>・随時意見等の提出</li> </ul>	<p>具体的に設定したテーマに対する意見（意向調査）を全ての環境保全推進委員から聴取することにより、環境問題に関わる意見や意向を把握し、環境施策に取り入れていきます。</p> <p>また、環境保全推進委員は、日頃から考えている環境問題に関する意見や質問などを随時、道に提出することができます。</p>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の提供</li> <li>・行政情報の提供</li> </ul>	<p>地域で開催する環境講座等の開催情報などの環境に関する情報を提供します。</p> <p>環境問題や環境行政の関連資料を配付します。</p>

